

## 【次期障がい計画の重点施策案】

第4次長久手市障がい者基本計画（令和3年度～令和8年度）

長久手市第6期障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）

長久手市第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

長久手市成年後見制度利用促進基本計画(障がい部分)(令和3年度～令和5年度)

令和2年6月

長久手市



## 【次期計画の重点施策（案）一覧】

課題や要望等を踏まえ、次期計画期間に特に注力していく案を以下のようにしました。

詳細は、各ページに掲載しております。

- 1 アウトリーチの実施・支援・・・・・・・・・・P1～2
- 2 早期療育に向けた支援体制の充実・・・・・・・・P3～4
- 3 一貫した支援体制・・・・・・・・・・P5～6
- 4 就労への支援・・・・・・・・・・P7～8
- 5 地域の共生・・・・・・・・・・P9～11
- 6 医療的な対応を必要としている人への支援・・P12～13
- 7 災害時の障がいのある人への対応・・・・・・・・P14～15



## 重点施策1 アウトリーチの実施・支援

### 内容

- ・ サービスに結び付いていない人への訪問調査の実施
- ・ 学校卒業後、支援が届いていない人へのアプローチ
- ・ 支援が必要だが、届いていない人への支援の実施

### 社会潮流・国の動向、方向性

#### ① SDGs (3)

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

#### ② 社会潮流・国の動向

○精神障がい者アウトリーチ推進事業の実施

#### ③ 国の方向性（障害者基本計画（第4次）等）

○身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築

### 長久手市の現状・課題

#### ① 当事者に対するアンケート調査

○就労していくために必要な支援について、「障がいの特性にあった職業・雇用の拡大」が61.3%と最も高く、次いで「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が59.9%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 81）

⇒障がいのある人が働き、自立した生活を送ることができるよう、その人の能力や特性に応じた働く場の確保や働くための相談支援が求められています。

○お子さんの発達や障がいに関して気になった時期に、困ったことについて、「進路（就園・就学・進学・就労など）について相談する機関が分からなかった」が24.3%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 118）

○お子さんとご家族が安心して生活するために、どのような取組の充実が必要かについて、「総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）」、「福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）」が71.6%と最も高くなっています。（アンケート調査結果報告書p. 125）

⇒専門機関に対し進路について相談できなかった結果、障がいのある子どもがその人の能力や適正に応じた最適な進路を選択できなかつたり、福祉サービスを受けることができないケースが起こりえます。進路について相談できる専門機関の周知や福祉サービスの周知や充実、専門機関や行政の側からのアウトリーチによるアプローチが必要です。

## ② 相談支援専門員に対するアンケート調査

○対応した複数課題を抱えるケースは、「高齢の親と働いていない子が同居している世帯（いわゆる8050）」が90.9%と最も高く、次いで「障害の疑いがあるが、サービスを拒否しているために制度の利用ができない人」が54.5%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 156）

⇒高齢の親と働いていない子が同居しているケースや、サービスを拒否しているために制度の利用につながっていないケースは、当事者やその家族からの相談が無く、支援する側も実態を把握できない状況が懸念されます。障がいのある人やグレーゾーンにある人の状況を把握し、適切な支援につなげられるよう、支援をする側からのアプローチが必要です。

## ③ 相談支援等による個別訪問調査

○現計画において実施した「長久手市個別訪問調査」の報告内容によると、

- ・現状で満足している本人と、将来を危惧する家族の意識の相違。
- ・障害福祉サービスや障害年金等の既存の制度の知識の不足。
- ・学齢期に不登校等、何らかの問題が発生していても相談先がなく（相談先を知らない、相談することへの抵抗感）ドロップアウトし、ひきこもりになる。
- ・障がいを知られたくないという理由から誰にも相談できない。

⇒相談先・支援先が分からず、問題が重症化する。家族の負担が大きくなっているケースが多いため、「サービスや支援に結び付いていない人」や「ひきこもりがちになっている人」ほど、早期のアプローチを行い、支援していく必要がある。。

## 重点施策2 早期療育に向けた支援体制の充実

### 内容

- ・（お子さんの発達について）気軽に利用できる相談窓口
- ・専門職による相談体制の充実、早期療育へのつなぎ
- ・親子の関わりや保護者同士の交流の場の充実

### 社会潮流・国の動向、方向性

#### ① SDGs（3）

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

#### ② 社会潮流・国の動向

- 市町村障がい児福祉計画における、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の位置づけ
- 「児童福祉法」改正による、障がい児へのサービスの体系一元化、居宅訪問型児童発達支援の創設や医療的ケア児への支援の追加
- 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスの創設

#### ③ 国の方向性（障害者基本計画（第4次）等）

- 障がいのある子どもへの支援の充実
- 障がいのある学生の支援
- 地域医療体制
- 研究開発等の推進

## 長久手市の現状・課題

### ① 当事者に対するアンケート調査

○子どもの発達や障がいについて気になった時期に困ったことについて、「必要な支援（サービス）を利用するまでに時間がかかった」が33.8%と最も高く、次いで「相談機関が分からなかった」が33.1%、「専門の医療機関で診てもらうまでに時間がかかった」が32.4%となっています。（アンケート調査結果報告書 p. 118）

⇒子どもの能力や可能性を伸ばすため、障がいを早期発見し、適切な療育、保育、教育へつなげる体制の整備を進める必要があります。

○子どもの発達や障がいに関して気になった時期に感じたことについて、「成長発達や将来に対する不安」が87.2%、「子どものためにできる限りのことがしたい」が64.2%となっています。（アンケート調査結果報告書 p. 123）

⇒親の精神的ケアをしつつ、できる支援を知らせ、つなげる体制の整備を今以上に進める必要があります。

○お子さんとご家族が安心して生活するために、どのような取組の充実が必要かについて、「総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）」、「福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）」が71.6%と最も高く、次いで、「関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）」が63.5%、「障がいのある子どもへの理解や知識向上」が60.8%となっています。（アンケート調査結果報告書 p. 125）

⇒新規に設置する「児童発達支援室」を中心として、子どもの発達や支援を必要とする子どもに対する教育・療育について相談できる相談窓口の周知や充実、相談支援体制の強化を進める必要があります。

⇒子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援を提供することができるよう、幼少期から青年期までの障がい受容や保護者支援、適切な障がい児支援サービスの提供、園・学校との連携強化が必要です。

### ② 当事者の自由記述

○子どもが小さい時に、「気軽に相談できる窓口の必要性」、「同じ内容を共有できたことによる精神的負担の軽減」、「診断前に通所できる必要性」、「子どもの接し方の必要性」などの記述が多数ありました。

⇒親族の心身のケアや必要な知識の提供、同じ悩みを共有できる場の提供し、安定した療育環境につなげるように今以上に整備を進める必要があります。



## 重点施策3 一貫した支援体制

### 内容

- ・乳幼児期から将来を見据えた一貫した相談体制
- ・ライフステージによって変化する関係機関との情報共有

### 社会潮流・国の動向、方向性

#### ① SDGs（3）

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

#### ② 国の方向性（障害者基本計画（第4次）等）

○身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築

### 長久手市の現状・課題

#### ① 当事者に対するアンケート調査

○地域生活を送っている当事者が、現在一緒に暮らしている人と一緒に暮らせなくなった後の対応について、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「今までどおりの場所で、変わらずに一人暮らしをしたい」が過半数を占めた一方、療育手帳所持者では「仲間と共同生活をしたい（グループホームなど）」が過半数を占めています。（アンケート調査結果報告書p. 11）

⇒「親亡き後」でも当事者が安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた切れ目のない支援が必要です。

○身体または精神の障がい種別について、「内部障がい（呼吸器・臓器の障がい）」が28.4%と最も高くなっています。また、「下肢障がい」や「精神障がい」等、障がい種別が多岐に渡っています。（アンケート調査結果報告書p. 16）

⇒内部障がい等、見た目に分かりにくいために周囲から理解が得られない障がいに対する市民の理解の浸透が必要です。また、障がいの種別は様々であり、障がいのある一人一人ひとりに応じた適切な支援が必要です。

○悩んでいることや相談したいことについて、「自分の健康や治療のこと」が33.7%と最も高くなっています。また、療育手帳所持者で「自分の介助や介護のこと」「就学や進学のこと」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「生活費など経済的なこと」「仕事や就職のこと」が高くなっています。（アンケート調査結果報告書p. 23）

⇒障がいのある人の悩みや相談したいことは多岐に渡っており、障がいの種別により傾向も異なります。あらゆる悩みや相談したいことに対応し、適切な支援を円滑に提供することができるよう、相談支援体制の充実・強化が必要です。

## ② 相談支援専門員に対するアンケート調査

○連携状況について、連携が不十分だと感じるものについては、「医療機関」「学校（スクールソーシャルワーカー等含む）」が、それぞれ36.4%と最も高く、次いで「尾張東部権利援護支援センター」が27.3%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 161）

○長期入院や施設入所から地域に移行し、生活できるようにするために充実すべき支援やサービスについては、「移行準備期間から医療と福祉等が連携した支援体制の構築」が90.9%と最も高く、次いで「訪問系の障害福祉サービスの充実」がそれぞれ81.8%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 182）

⇒障がいのある人に切れ目のない支援を行うためには、医療・福祉等の分野や学校等との関係機関等との連携を強化し、情報を共有する必要があります。

## ③ 事業所に対するアンケート調査

○事業所との連携が不十分だと感じるものについて、「同じサービスを提供する事業所」「学校（スクールソーシャルワーカー等含む）」「地域関係者（自治会等）」が、それぞれ22.2%と最も高く、次いで「市役所（障がい者・児管轄課）」「障がい関係団体」が16.7%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 196）

⇒学校との連携を強化し、障がいのある子どもの学校での様子を把握することで、適切なサービスの提供につなげる必要があります。

## 重点施策4 就労への支援

### 内容

- ・就労支援コーディネーターによる就労支援
- ・市役所等による体験訓練

### 社会潮流・国の動向、方向性

#### ① SDGs（8）

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

#### ② 社会潮流・国の動向

- 「改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）」に基づく、障がいのある人とない人との均等な機会及び待遇の確保、障がいのある人が自己の能力を有効に発揮できる環境の整備の促進
- 法定雇用率が平成30年より水準の引き上げ、精神障がいのある人が法定雇用率の対象に

#### ③ 国の方向性（障害者基本計画（第4次）等）

- 総合的な就労支援
- 多様な就業機会の確保

## 長久手市の現状・課題

### ① 当事者に対するアンケート調査

○平日の日中の過ごし方について、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「主に自宅にいる（働いていない）」が最も高くなっています。（アンケート調査結果報告書p. 18）

○生活していく上での収入について、「年金・手当など」が63.5%と最も高く、次いで「家族の収入・親戚などの援助」が39.6%となっています。一方で、「勤め先の給与・賃金」は15.9%、「通所施設・事業所などの賃金・工賃」は3.2%に留まっています。（アンケート調査結果報告書p. 21）

○離職したことがある人が就労が続かなかった理由について、「その他」を除くと、身体障害者手帳所持者で「体力的に続かないため」、療育手帳所持者で「職場の理解がなく、働きづらくなったため」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「体調に波があり、いつも同じようには働けないため」がそれぞれ最も高くなっています。（アンケート調査結果報告書p. 79）

⇒障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいの特性や心身の状態に応じて、自分らしく働くことのできる機会や場を確保する必要があります。

○障がいのある人が就労する際に必要な配慮について、「職場の人たちが障がいの特性を理解すること」が78.0%と最も高く、次いで「職場内で相談や支援をする人がいること」が62.1%となっています。また、他の選択肢も30%以上となっています。（アンケート調査結果報告書p. 39）

○就労するための支援について、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」「障がいの特性にあった職業・雇用の拡大」「障がいに対する理解を深めるための職場への働きかけ」「障がいや病気などに応じた柔軟な勤務体制」等が高くなっています。（アンケート調査結果報告書p. 81）

⇒障がいのある人が就労する際に必要な配慮や支援は多岐に渡っています。職域において、障がいに対する理解を深め、障がいの有無に関わらず、働きやすいと感じることのできる職場環境の整備を進める必要があります。また、働く意欲をもつ障がいのある人が適性や能力に応じた就労をし、地域で自立した生活を送ることができるよう、行政と企業、関係機関等が連携を強化し、基盤整備を進める必要があります。

## 重点施策5 地域の共生

### 内容

- ・障がいに関する地域（住民・事業所・企業）の理解の促進
- ・人と事業所等の交流
- ・日常生活自立支援事業・成年後見制度等が利用しやすい意識の醸成

### 社会潮流・国の動向、方向性

#### ① SDGs（3・10）

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する  
国内および国家間の格差を是正する

#### ② 社会潮流・国の動向

- 合理的配慮提供の一環としての障がいのある人の情報アクセシビリティの確保
- 「障害者差別解消法」の施行
- 「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定

#### ③ 国の方向性（障害者基本計画（第4次）等）

- 安心して生活できる住環境の整備
- 障がい者に配慮したまちづくりの推進
- 障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
- 社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消
- 障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護

## 長久手市の現状・課題

### ① 当事者に対するアンケート調査

○障がいのある人と近所の人とのおつきあいの状況について、「あいさつをする程度のつきあい」が45.1%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」が25.8%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 83）

○障がいのある人に対する地域の理解について、「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」を合算した割合は28.0%、「あまり進んでいると思わない」「進んでいない」を合算した割合は32.1%、「どちらともいえない」は33.1%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 84）

⇒障がいに対する理解促進が十分でない現状がうかがえます。その原因として、障がいのある人と地域住民の付き合いが希薄であることが考えられます。障がいのある人と地域住民の交流を促進することで、障がいに対する地域住民の理解促進を図り、障がいの有無に関わらず地域で共に暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指す必要があります。

○障がいがある理由で差別を受けたり、嫌な思いをしたかについて、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ある」が50%前後となっています。（アンケート調査結果報告書p. 34）

○安心して暮らすために必要な配慮や取組について、身体障害者手帳所持者で「道路などでの段差の解消」が最も高く、次いで「施設内のバリアフリー化」となっています。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「障がい特性に関する啓発」が最も高く、次いで「障害者差別解消法の周知」となっています。（アンケート調査結果報告書p. 37）

○最も優先すべき障がい者施策について、「障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進」が18.6%と最も高くなっています。（アンケート調査結果報告書p. 112）

⇒障がいのある人が日常生活を送る上で、障がいに対する市民の理解促進やバリアフリーの推進を求めている状況がうかがえます。障がいに対する理解促進を図るとともに、障がいのある人に対し、全市的に合理的配慮を推進することで、障がいの有無に関わらず地域で共に暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指す必要があります。

○日常生活自立支援事業の認知度について、「名前も内容も知っている」が14.3%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が39.5%、「名前も内容も知らない」が43.1%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 29）

○成年後見制度の認知度について、「制度も内容も知っている」が23.5%、「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」が43.1%、「制度も内容も知らない」が34.7%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 30）

⇒日常生活自立支援事業や成年後見制度等の判断能力が不十分な人の権利を守る制度や取組の内容について広く周知を図る必要があります。

○成年後見制度の利用意向について、「わからない」が38.5%と最も高く、次いで「利用したいと思わない」が31.0%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 32）

○成年後見制度を利用しない理由について、「家族・親族などが管理をしてくれているから」（73.4%）を除くと、「制度の内容がよくわからないから」「支援してくれる人が誰になるか分からなく、不安だから」が20%前後となっています。（アンケート調査結果報告書p. 33）

⇒成年後見制度に関する正しい知識を普及啓発することで、利用者の不安を払拭し、適切な利用へつなげる必要があります。また、家族・親族が管理するケースが多いことから、親族後見人に対する、適切な財産管理等に関する支援を行う必要があります。

## ② 団体に対するアンケート調査

○障がいに対する理解や障がいの特性に応じた合理的配慮を求める意見が多くみられます。（アンケート調査結果報告書p. 229～231）

○成年後見制度の周知や利用促進を求める意見が多くみられます。（アンケート調査結果報告書p. 236）

## 重点施策6 医療的な対応を必要としている人への支援

### 内容

- ・ 医療行為を必要とする人の現状確認
- ・ 必要としている支援の確認・対応
- ・ 緊急時の支援整備

### 社会潮流・国の動向、方向性

#### ① SDGs (3)

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

#### ② 社会潮流・国の動向

○政令で定める難病を有する人も障がい福祉サービス等の利用対象者に

○市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画における、精神障がいのある人の地域移行促進と、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の位置づけ

#### ③ 国の方向性（障害者基本計画（第4次）等）

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

○地域医療体制

○研究開発等の推進



## 長久手市の現状・課題

### ① 当事者に対するアンケート調査

○必要とする医療機器や医療ケアについて、「酸素吸入」「導尿」「精神的なケア」等多岐に渡っています。（アンケート調査結果報告書p. 100）

○医療機器や医療ケアを必要とする人に対する必要な配慮や取組について、「悩んでいることを気軽に相談できる場所がほしい」「心身の状態を把握した上で診療をしてもらえる医療機関が必要」「障がいについてどのようなことでも相談できる窓口を開設してほしい」等多岐に渡っています。（アンケート調査結果報告書p. 106、107）

⇒必要とする医療機器や医療ケアは多岐に渡るため、市民の理解促進を行う必要があります。また、医療機器や医療ケアを必要とする人が適切かつ円滑な支援を受けることができるよう、医療、福祉の分野を超えた地域包括ケアシステムの推進が求められます。

⇒どのような人が医療的な支援が必要か、ケアは自身で可能かどうかなど、詳細の内容の情報を把握していく必要があります。また、他者のケアを必要とする場合には、主に家族が支援者となっていますが、緊急時の代替支援の検討が必要です。

### ② 相談支援員からの課題

○相談支援員が実際の業務において、抽出した課題の中に「医療的ケアが必要な人への対応の施策」があります。医療行為をできる人・できる範囲は、法律で決められていますが、現状では、必要な支援が十分に行き届いておりません。

⇒必要としている医療行為の範囲、それを実施できる人材を見直し、必要としている人に必要としている支援を届けられるようにすることが必要です。

また、情報を整理することにより、災害時や緊急時の対応方策につなげることができます。

## 重点施策7 災害時の障がいのある人への対応

### 内容

- ・災害時における必要な支援の確認
- ・災害時等のための情報集約

### 社会潮流・国の動向、方向性

#### ① 社会潮流・国の動向

○障がいのある人に配慮した防災体制の在り方の構築

#### ② 国の方向性（障害者基本計画（第4次）等）

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

○防犯対策や消費者トラブル防止の推進

### 長久手市の現状・課題

#### ① 当事者に対するアンケート調査

○障がいのある人が災害発生時に不安に思うことについて、「避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である」が43.5%と最も高く、次いで「避難所（避難場所）で必要な医療や整備があるか心配である」が34.6%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 87）

⇒障がいのある人も安心して避難生活を送ることができるよう、障がいのある人に配慮され、必要な支援を受けることができる福祉避難所の整備を行う必要があります。

○当事者に対するアンケート調査結果によると、障がいのある人の避難を手助けしてくれる人の有無について、「いる」が80.8%、「いない」が6.4%、「わからない」が4.1%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 93）

⇒手助けしてくれる人がいない、わからない人が約20%となっており、災害時に円滑に避難することができるよう、日頃から避難方法を検討するよう啓発を行う必要があります。また、地域住民と顔見知りの関係をつくり、災害時に地域住民に障がいのある人の避難を手助けしてもらうことができるよう、障がいのある人に対し、地域の避難訓練への参加をよびかける必要があります。

○当事者に対するアンケート調査結果によると、「避難行動要支援者登録」の認知度について、「既に登録している」が21.2%、「知っているが登録をしていない」が14.8%、「知らない」が57.6%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 98）

⇒「避難行動要支援者登録」に関する周知を行うとともに、災害時に支援を必要とする障がいのある人に対し、登録を呼びかけることで、障がいのある人が災害時に円滑に避難できる仕組みをつくる必要があります。

## ② 事業所に対するアンケート調査

○緊急連絡網の整備について「整備している」が75.9%、「整備していない」が17.2%となっています。また、緊急時のマニュアルの整備について「整備している」が79.3%、「整備していない」が13.8%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 212）

○食料・物資の備蓄（確保しているもの）について、「食料」が55.2%、「飲料」が51.7%、「資材」が10.3%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 212）

○避難所先の想定について、「自営業所」が48.3%、「避難所」が62.1%、「その他」が6.9%となっています。（アンケート調査結果報告書p. 213）

⇒緊急時に対する備えが十分ではない現状がうかがえます。また、避難所へ避難する想定をしている事業所も多くみられることから、災害時に障がいのある人が円滑に避難することができるよう、緊急時における情報伝達手段や避難方法の確認、食料・物資の備蓄等を行う必要があります。

## ③ 団体に対するアンケート調査

○災害時に支援を必要とする障がいのある人を日頃から把握することや障がいのある人の地域の避難訓練への参加を求める意見が多くみられます。（アンケート調査結果報告書p. 236～238）